

【「輸出コンテナ総重量登録確定事業者」登録】

改正 SOLAS 条約に基づき、国際海上輸出コンテナの重量を確定する事業者は予め国土交通省への届出又は登録が必要ですが、弊社は荷送人に代わりコンテナ総重量を確定する者（登録確定事業者）として、このほど国土交通省より登録通知を受けました。

国海査第273号
令和5年1月20日

サッポログループ物流株式会社
代表取締役社長 田島 一孝 殿

国土交通省海事局検査測度課長
小磯



登録通知書

特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示第2条第2項に規定する登録確定事業者として、御社を登録しましたので、下記のとおり通知します。

記

登録番号： JP-23-01-A-0-2125

登録有効期間： 令和5年01月20日～令和8年01月19日